

令和8年度 「学校いじめ防止基本方針」

学校法人名	学校法人 福岡舞鶴誠和学園	
学校名	福岡舞鶴高等学校	福岡舞鶴誠和中学校
担当者	河原 亮 輔	TEL 092-806-3334

いじめの定義「いじめ防止対策措置法第2条第1項」

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1. 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、人間として絶対に許されない行為という意識を全職員、全生徒が理解し、意識を共有する。いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、厳格な躰による品性の陶冶、誠実・勤勉・温和を旨とする人間性の涵養を建学の精神とし、人間をはじめとするあらゆる生き物に感性と知性によって対応できる人間性の育成を教育目標としている。また、全ての生徒が他者を思いやり、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、放置しない教育活動を行う。

教職員一人一人が、いじめの問題の重大性を認識し、いじめを決して許さない姿勢で、全職員で生徒を見守っていく体制、充実を図る。

2. いじめの未然防止（未然防止につながる発達支持的生徒指導）

いじめは、どのような学校でもおこりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にした、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。生徒に集団の一員としての自覚や自信を育ませることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係、学校風土を作る。また、集団活動を通して、多様なものの見方や考え方を身につけさせるとともに、自他の個性を柔軟に受け入れる寛容な心を育てる。

いじめの加害の背景には、学習や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえて、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、またストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、部活動や趣味などで発散したり、誰かに相談できる環境を整えたりする。そのために、本校では以下の点に留意して指導する。

- ①自己存在感や充実感を感じられる場所を得られる学校生活を確立させる。
- ②希望進路の実現を目指し、学校生活に集中でき、将来への期待を抱かせる。
- ③生徒の救援希求を促し、それを受け止める環境を作る。
- ④一人一人の生徒が大切にされることを目指す人権教育を図り、道徳心を培う。
- ⑤いじめに関する理解を深め、講演会やホームルームにて、啓発活動を行う。
- ⑥教員の資質向上を図り、全職員が対応できるように、年度当初に職員研修を行う。
- ⑦生活アンケートは各月で実施し、9月には学校生活全般（部活動を含む）についてのアンケートを実施する。

3. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

現在のいじめは複雑化し、教職員、家族をはじめ大変把握しづらい状況にある。いじめはいつでもだれにでも起こり得るという共通の認識を持ち、注意を払って、把握に努める必要がある。そのために、以下の取組みを行うこととする。

- ①学校と家庭の連携を密にし、情報を共有し、全職員が生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ②生徒の心に触れる接し方を心がけ、深い人間関係の構築に努める。
- ③養護教諭、スクールカウンセラーなどとの連携に努め、学校での相談機能の充実を図る。
- ④複数の目（担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭など）での生徒理解に努める。
- ⑤年間に複数回実施する生活アンケートの中に、いじめについての項目を設け、情報収集に努める。

4. いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処〈ネット上のいじめを含む〉）

（1）基本的な考え方

いじめの防止は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む強い姿勢を持つ。対策組織による認知は、毎週実施する運営委員会にて各学年からの報告により確認する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、学校・教職員は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応すること。また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応すること。

（2）いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者からの相談や訴え、アンケートで情報があつた場合は、事実関係についての聞き取りを行う。
- ③発見・通報をうけた教職員は、生徒の担任、生徒指導部長、学年主任などに報告し、管理職に状況を連絡する。
- ④事実確認の結果を、被害をうけた生徒・加害者である生徒の保護者に連絡し、対処していく。
- ⑤部活動内でのいじめについても同じように対応する。また、部活動外部指導者についても本校いじめ防止基本方針について共通理解を図り、対応を顧問と協力して行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめられた生徒に対して、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせ継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活に戻れるように復帰支援を的確に行い、対応に当たる。
- ②保護者に対して、いじめの解決に向けて、学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。
- ③家庭訪問や個別の面談を行い、学校側の誠意を示すとともに、保護者と連絡を密に取り、学校の対応状況について、丁寧に説明して理解を得る。その際、学校や家庭での子どもの様子について保護者との情報交換に努める。

(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ①いじめを行った生徒から事実関係を聞き取り、いじめをやめさせるための説諭を行う。いじめの再発防止の措置をとり、解決に努める。
- ②事実関係の聞き取り後、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう協力を求める。
- ③家庭、生徒の個人情報にも配慮し、生徒の人格の発達に配慮する。
- ④教育上必要であると判断した場合は、生徒に懲戒を加える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①学校全体の問題として、組織的に指導、支援する体制を整える。年間計画に位置付けられた取り組みや授業、ホームルーム、学年集会や部活動を通じて、話し合いの場を設けるなどして、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようとする積極的態度を育てる。
- ②いじめに気が付いた生徒に対しても、自分自身の問題としてとらえさせ、自分の取るべき行動を考えさせる。周りにいた生徒に対しても、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①生徒、保護者及び職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を十分理解する必要がある。
- ②ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大防止のため、直ちに削除する措置をとる。
- ③学校においては、生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりうることなどを認識させる。言葉を通して的確に理解、表現し、互いの立場や考えを尊重し言葉で伝え合える基本的なコミュニケーション能力を育成する。
- ④ネチケット、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応などの情報モラル教育を推進し、再発を防ぐ。
- ⑤必要に応じて、外部の専門機関に援助を要請する。

5. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（3ヶ月を目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、

いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた生徒・いじめた生徒の様子を含め、状況を注視し、設定した期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて 相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する。

6. 重大事態への対処（いじめ防止対策推進対策法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況にいたる要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」および「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

一次対応

事態の把握

- (1) いつ、誰に、どこで、何をされたか（言われた、見た）を具体的に聞き取り、結果を時系列に整理し、記録する。
- (2) 生徒本人からの訴えがあった場合は、生徒の心情に配慮しながら、聞き取りを行い、最も信頼を得ている教職員が担当するなど、学校全体で、組織的に対応する。被害生徒への聞き取りの場合は、以下の点に留意する。
 - ①いじめの被害にあっている生徒が、仕返しを恐れての恐怖感、解決をあきらめた無力感、クラスメイトや家族に知られたくない屈辱感などから、保護者や教員に自分がいじめられていることを話したがい、認めたがらない場合がある。
 - ②被害にあっている生徒の被害状況、立場、発達段階を考慮して丁寧に聞き取りをする。
 - ③被害にあっている生徒の痛みを受容し、共感的理解につとめながら、信頼関係を築く。
 - ④保護者が知っている被害の状況と教員が把握している内容に相違が生じないように、丁寧に聞き取りを

行い、事実関係をはっきりさせる。

⑤他の生徒からの視線を配慮し、別室での聞き取りを行う。

⑥自分のことを守ってくれること、心配してくれることに安心感をもたせ、心のケアを図ること。

関係者、関係機関への報告、連絡、相談

- (1) いじめの事実を確認後、いじめを受けた生徒の聞き取りを時系列に整理した聞き取りの情報を管理職及び関係職員に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、事実確認を共有し、今後の対応、指導を検討する。
- (3) 被害をうけた生徒、加害者としての生徒の保護者に事実関係と今後の対応を正確に伝える。
- (4) 必要に応じて、複数の教員での家庭訪問や、保護者に来校してもらい、直接話をする。
- (5) 問題の解決に向けて、協力と理解を求める。
- (6) 管理職は、私学振興課を通じて県知事への報告を行う。
- (7) 警察（生活安全課少年係やスクールサポーター）などの関係機関と連携し、問題を解決する相談を行う。

二次対応（短期的対応）

- (1) いじめ防止対策委員会を開き、経過の状況、報告を行い、情報の共有を取る。また、支援体制の確認を行う。
- (2) 被害をうけた生徒と学校との信頼関係を確認する。
- (3) 被害をうけた生徒、加害者としての生徒の保護者に現在の状況や今後の対応や指導、支援の方針を伝え、協力を依頼する。

三次対応（長期的対応）

- (1) いじめ防止対策委員会を定期的に関き、長期的な視点での支援、指導を検討する。
- (2) 生徒への支援の効果、指導の整理を行い、検討しながら、保護者に定期的な状況の報告を行い、連携を図る。
- (3) 関係教員を中心に、被害をうけた生徒、加害者としての生徒の行動に注意し、再発防止を図るために、スクールカウンセラーなどのカウンセリングを通して、いじめ根絶に努める。

（2）調査結果の提供及び報告

- ①上記調査結果については、いじめの被害者、加害者、それぞれの保護者に対して、学校の調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった生徒やその保護者などに対して説明する。これらの情報提供に当たっては、生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ②学校及び学校の設置者の一連の対応から今後に向けての課題点や改善すべき点を指摘し、再発防止策の提言を行う。
- ③対象の生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出について、学校から対象生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に、対象生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明し、その意向の確認をして、それを提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示す。

（別紙1参照）

7. 学校評価

学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないため、

この「学校いじめ防止基本方針」を生徒・保護者へ提示して、全生徒が安心安全に学校生活を送れることを目指し、毎年9月に学校生活のアンケートを実施することで検証していく。

8. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめのサインの発見や疑いに関する情報、生徒の問題行動に関する情報を共有するために、生徒指導部会を週に1回、学年会を週に1回、職員会を月に1回開催し、いじめの防止に関する措置を組織的に行う。また、すみやかな対応、組織的な対応を行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

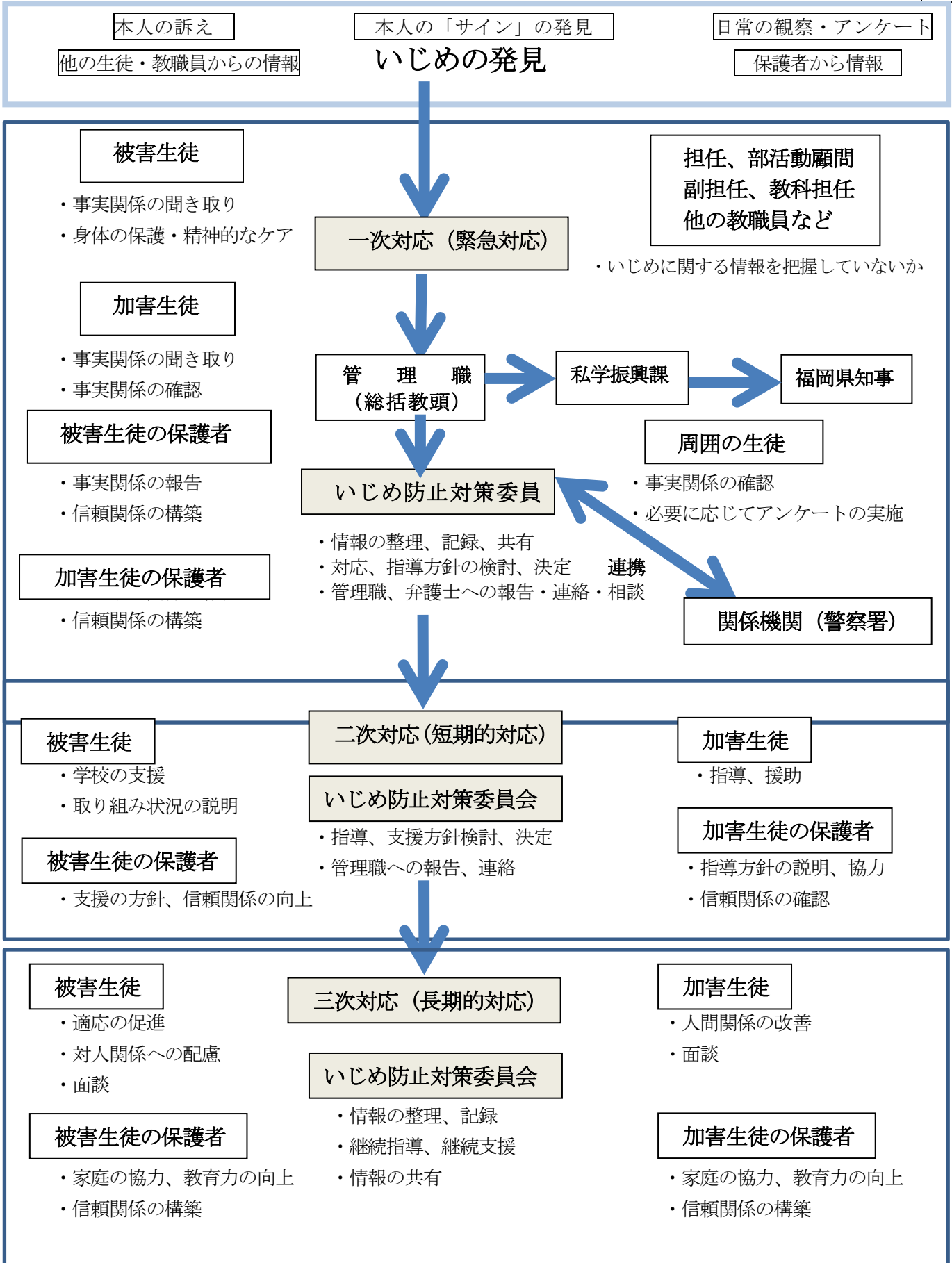
いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。また、いじめの疑いがあつた時には、緊急に会議を開いて、いじめの情報を、検証し、具体的な支援体制の方針の決定を行う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条 【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校でのいじめの発見、通報、生徒の心身、生命または、財産に大きな被害が生じる疑いがあると認められた場合、いじめ防止対策委員会を招集する。いじめ防止対策委員会では、調査の公平性が保たれるように留意する。また、必要に応じて聞き取りやアンケートを実施し、重大事態に係る事実関係を明確にする役割を行う。その際、調査結果を重要視し、支援方針を決定する。さらに、再発防止の計画やプログラムを推進し、取り組む役割を務める。

(4) いじめ防止計画・教育相談実施計画

毎年年度初めに教職員に対していじめ防止対策の研修を行う。教育相談については、スクールカウンセラーが週に2回来校する日に実施することを基本とする。また、教職員はクラス担任を中心に、生徒と二者面談を定期・不定期に行っていくことで状況把握に努めることとする。



いじめ防止等の対策のための組織

組織の構成委員など

組織の名称		いじめ防止対策委員会			
組織の構成委員	教	職名など	校内での役職名	氏名	
		校長		國友 秀三	
		事務局長		馬場 武人	
		総括教頭		金丸 宗祐	
		教頭		出水 裕	
		事務長		坂口 貴夫	
	職	主幹教諭	教務主任	磯部 洋平	
		指導教諭	総務企画部長	笹岡 博美	
		教諭	広報部長	島田 正親	
		教諭	進路指導部長	武田 兼二郎	
		教諭	教務部長	前川 慎吾	
		教諭	生徒指導部長	河原 亮輔	
		教諭	生徒指導副部長	松隈 孝	
		教諭	1学年主任	久保 健二	
		教諭	2学年主任	吉永 正和	
		教諭	3学年主任	天野 秀樹	
		員	教諭	中学主任	林 乾一
			教諭	人権教育担当	松永 祐子
	養護教諭			岸川 茉央	
	外部専門家等	スクール カウンセラー		毛利 泉美	

※上記の構成委員等から、いじめ防止対策推進法、第22条に係る組織の構成委員と第28条に係る調査のための組織の構成員を、事案等の性質に応じて校長が指名すること。

いじめ発見のためのチェックポイント

以下の各事項は、いじめられている生徒やいじめている生徒を発見するためのチェック項目です。生徒の小さな変化も見逃さないプロ意識を持って生徒を見てください。

クラス担任

- ・学校行事の際に仲間に入れず、1人の生徒はいないか。
- ・掃除などで人が嫌がることばかりをやっている生徒はいないか。
- ・ごっこ遊びをしているグループはないか。
- ・休み時間に食堂や自動販売機に行かされている生徒がいらないか。
- ・金銭や物品、弁当がなくなる生徒がいらないか。
- ・制服の破れやボタンのとれた生徒がいらないか。
- ・いつも職員室や保健室に行きたがる生徒はいないか。
- ・休み時間に体育館や図書館、トイレなどに隠れる生徒がいらないか。
- ・日直の日誌の記入などで気になる生徒がいらないか。
- ・机の中、ロッカーにゴミが捨てられていたり、机上に落書きをされている生徒はいないか。

教科担任

- ・授業中に発表している生徒を冷やかす・冷やかされる生徒がいらないか。
- ・学習内容と関連のない発言や質問をさせている・させられている生徒がいらないか。
- ・宿題などを写されている生徒や写している生徒がいらないか。
- ・いつも教材やノートが破られたり、落書きされたりしている生徒はいないか。
- ・いつもルーズリーフやレポート用紙を取られている・もらっている生徒はいないか。
- ・教室に入れず、先生より遅れて入ってくる生徒がいらないか。
- ・特に理由がなく、急激に成績が下降する生徒がいらないか。
- ・急に提出物が出なくなったり、文字が乱暴になった生徒がいらないか。

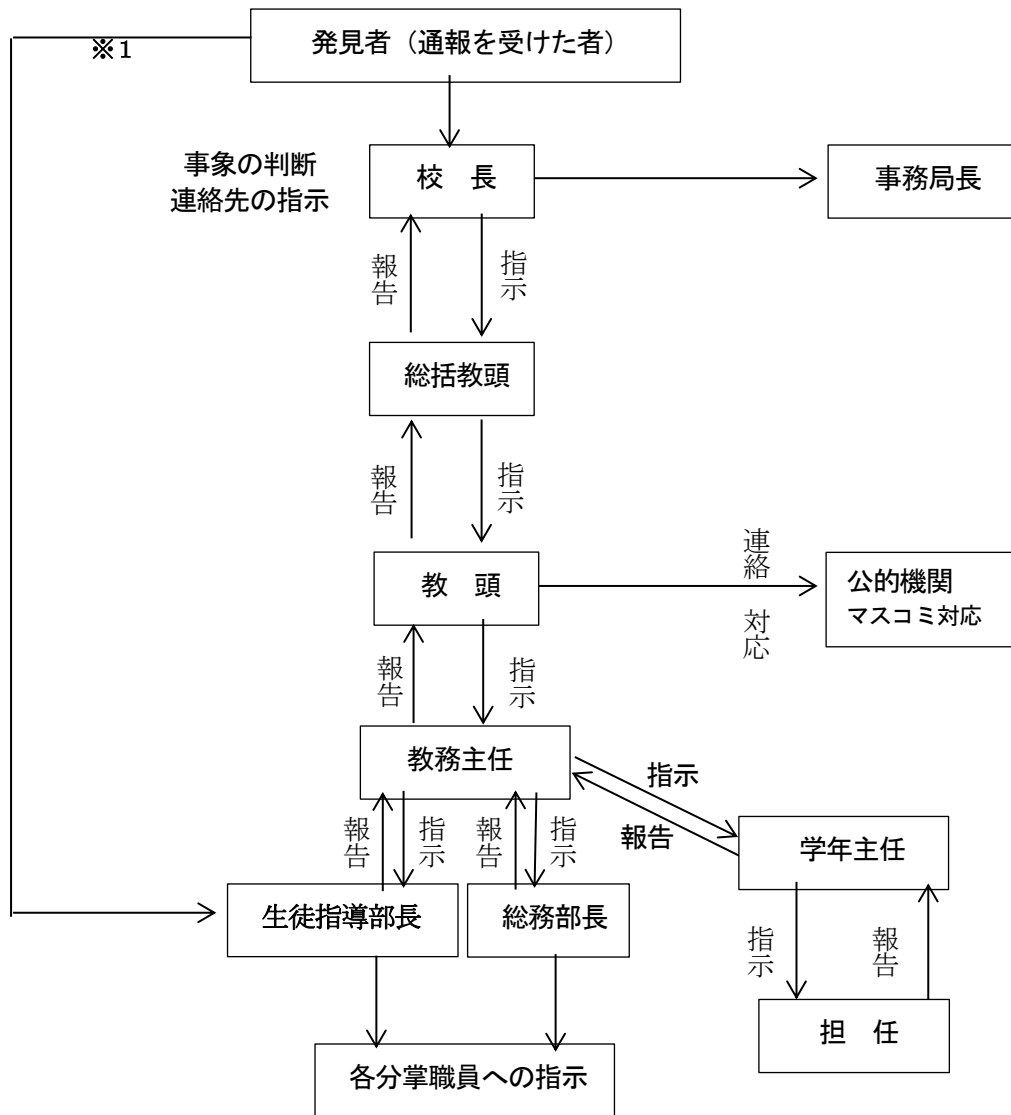
部活動顧問など

- ・個人の道具の破損や損失が多い生徒はいないか。
- ・いつも片付けや掃除をさせている・やらされてる生徒がいらないか。
- ・理由をつけて練習などを休みたがる生徒がいらないか。
- ・いつも一方的にしごかれている生徒はいないか。
- ・失敗したとき、必要以上に責められたり、笑われたりする生徒がいらないか。
- ・理由のはっきりしない怪我がある生徒がいらないか。
- ・チームやグループ分けなどの時に、いつも入れない生徒がいらないか。
- ・特定の生徒が使った道具を他の生徒が触らないなどの行動がないか。

保護者（家庭での生活）

- ・食欲の減退や表情、生活のリズムの変化が見られないか。
- ・不明な金遣いや物品の持ち出しなどがいないか。
- ・嘘や反抗的態度、異様な甘えなどの行動がないか。
- ・友人関係の変化や携帯電話の応対・使用の仕方などに変化がないか。
- ・急激な学習意欲の減退や成績の下降が見られないか。
- ・独り言やボーッとした行動をとることがないか。

事故及び問題発生時の対応



- 発見者は内容を判断し、重大な問題の場合、上記の対応をとる。
- ※1は、発見者が重大な事象と判断しなかった場合とする。その場合、発見者は直接生徒指導部長に報告する。その後、生徒指導部長の判断で管理職、各分掌及び担任へ連絡・指示をする。
- 不在時、連絡が付かない場合は、飛ばして次の指示担当者へ連絡する。
- 管理職が不在時には、以下の順位で対応責任者を設定し、その指示にそって対応を行う。(管理職が出校するまでの臨時的な対応や指示、職員室の待機を含む)
 - ①教務主任 ②生徒指導部長 ③主幹教諭 ④部長・主任 ⑤その他連絡のついた管理職から指示を受けた職員。原則として、対応責任者は管理職の出校まで、職員室に駐留するものとする。
- 誠和中学校の場合も基本は上記とするが、中学校の役職がない場合は、飛ばして次の役職へ連絡する。役職が不在の場合は、高校同様に飛ばして次の役職へ連絡する。
- 初動の際、発見者や通報を受けた人の対応がその後に影響を与えるので、きちんとした対応を行うこと。